

尾張旭市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年2月22日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉政策課、福祉課、長寿課、健康課、ワクチン接種推進室、保険医療課）

3 監査の期間

令和3年12月24日から令和4年1月28日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 新型コロナ対策Wi-Fiルータ借上業務において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下と定められている。（ワクチン接種推進室）

(2) バリアスタンド購入伺いにおいて、当該支出予定額が記載されていない。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているので、尾張旭市契約規則第25条により80万円以下と推測できるが、30万円を超えた場合、決裁規程により部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。（ワクチン接種推進室）

(3) 福祉医療システム保守業務において、予定価格書が、見積徴収日後になって作成されている。尾張旭市契約規則第26条の規定により、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定める必要がある。

（保険医療課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課、子育て相談課・こどもの発達センター）

3 監査の期間

令和3年12月24日から令和4年1月28日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

療育発達相談の実施伺いにおいて、部長専決である報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、10万円を超える報償費については、部長専決事項とされている。（子育て相談課）